

令和	年	月	日
午	前	時	分
後			受領

令和6年2月14日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊞

一般質問通告書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 障害者共同作業所について	(1) 町内3つの障害者共同作業所への通所者(生活介護、就労継続支援B型)の各人数は。また、近年の入所者・退所者の傾向とその理由は。	町長
	(2) 社会福祉協議会専任職員のうち、作業所運営を担っている職員の人数は。また、作業所運営を担っている職員とそれ以外の職員で、町からの補助金の補助率に差異はあるのか。	町長
	(3) 作業所入所訓練事業に関する町予算は、毎年、どのようなプロセスを経て、決定しているのか。	町長
	(4) 同事業への地方消費税交付金(社会保障財源化分)の配分は、どのように算定しているのか。	町長
	(5) 作業所における就労支援事業収入は年間どのくらいか。また、その内訳を具体的に列挙すると。	町長
	(6) 作業所による販売会などの開催状況は。地域のなかでの活躍の場づくりのためにも、町として、目に見えるかたちでの支援を顧慮していくべきではないか。	町長
	(7) 作業所連絡会および合同保護者会のそれぞれの開催状況と取り組み、会での協議内容は。	町長
	(8) 生活介護事業と就労継続支援B型事業の機能分化に係る考え方は。	町長
	(9) 町内3共同作業所の施設老朽化への対応、耐震化、バリアフリー化といった施設整備の方針や車両更新あるいは施設統合の可能性などについて、社会福祉協議会と共有を深めていくべきではないか。	町長
	(10) 府内の就労継続支援B型事業所における平均工賃を、時間給で換算すると、いくらぐらいか。	町長
	(11) 年々、最低賃金は上昇しているが、作業所の工賃は時間給で150円と据え置かれたままである。厚生労働省の求める工賃向上計画にもとづいて、安定した工賃支給と工賃引き上げに向けて、町として、いっそうの後押しを行っていくべきではないか。	町長
	(12) 庁舎、支所の一角に、アルミ缶回収場所を設置し、共同作業所による回収量増加の仕組みを構築してはどうか。	町長
	(13) 共同作業所 通所者などのグループホーム設立に関して、進展はあるのか。府と連携し、運営の一助となるような具体的な支援策を早急に打ち出していくべきではないか。	町長
2 企業立地促進について	(1) 町外の企業が、町内にオフィスや事務所などを賃貸借し、進出する場合、投下固定資産などにもとづいて、奨励金を交付する町企業立地促進条例に該当しない。しかし、新規で、町内在住の常用雇用などがある場合、その効果は小さくないと較量する。他市町村の事例などを参考に、例規を改正し、賃貸借料や施設整備・改修費などに対する企業立地奨励金[賃貸借型]を追加するとともに、雇用促進奨励金の準用も行い、企業誘致・企業立地を多角的に図っていくべきではないか。	町長
	(2) 町内産の木材を使った施設整備や改修、いわゆる木質化リノベーションに対して、奨励金を上乘せし、森林資源と共生した町の姿勢を鮮明にしてはどうか。	町長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
3 病児保育について	<p>(1)町、南丹市および亀岡市において、京都中部総合医療センターによって管理・運営されている病児保育室「ひまわり」の登録者数と利用者延数はそれぞれ何人か。</p> <p>(2)病児保育のニーズや町こども園との関連などを、どのように把握し、事業に反映しているのか。課題への即応はできているのか。</p> <p>(3)病児保育の条件、物理的な距離、利用時間、料金など、利用のしにくさ・しづらさを解消するための方策を吟味していくべきではないか。</p> <p>(4)町内で唯一、小児科の診療が可能な国保京丹波町病院と連携した病児保育のあり方を勘案していくべきではないか。</p> <p>(5)(4)を加味しつつ、病児保育 送迎対応事業の実施も検討すべきではないか。</p>	町長 町長 町長 町長 町長
4 学校給食について	<p>(1)町内の食品工場などでつくられた食品が学校給食の献立のなかに用いられているケースはあるのか。</p> <p>(2)学校給食において、町内の食品工場などでつくられた食品の使用を推進していくべきではないか。すでにされているのであれば、今後、いっそう推進していくべきでないか。</p> <p>(3)学校給食の予定献立表において、町内の食材を太字で表示するなど、地産地消の状況が判然となる工夫が凝らされている事例が確認できる。食の町のさらなるPR、愛着の高まりを目指して、町内の食品工場などで製造された食品についても、学校給食 食品の原材料明細にとどまらず、予定献立表においても、一目瞭然となるようにしてはどうか。</p>	教育長 教育長 教育長
5 道の駅京丹波 味夢の里の地盤について	<p>(1)道の駅 京丹波 味夢の里の開業から、8年7か月余りが経過した。先の定例会においては、雨漏りに伴う屋根改修を行う予算も可決した。開業前には、不同沈下への対応も行っているが、目下、同敷地内において、地盤沈下による憂慮すべき事象は生じていないとの判断か。</p> <p>(2)とりわけ、トラス構造の上屋(交流広場)は、不同沈下などによって、アンバランスな歪みが生じた場合、倒壊の危険性も内包しているのではと一抹の不安を覚える。災害時には、地域の防災拠点としての活用も視野に入れていることから、専門機関による改めての点検(科学的見地からの検証)を行うべきではないか。</p>	町長 町長
6 公務員デザイナーについて	<p>(1)まずもって、地方公共団体の大多数は、デザインの力を活かしていないと言われている。これはデザインを狭義にしか、把握していないことに起因すると察するが、町におけるデザインの定義およびデザイン思考の捉え方は。</p> <p>(2)町の将来に、デザイン思考をどのように活かし、浸透させていくのか。</p> <p>(3)デザインの力を活かせる業務として、どのようなものがあると見据えているか。また、デザインの力を組織的に導入・活用していくために、必要な要素はなにであると分析しているか。</p> <p>(4)デザイン思考を活用した業務、なかでも、計画・戦略策定など、専門性の高い分野について、外部人材・コンサルタントに依頼・委託することがあったとしても、どちらが手綱(主導権)を握っているかがきわめて重要である。職種規定(事務分掌)のなかに、デザイン職、すなわち、公務員インハウスデザイナーを置くことによって、デザイン思考を活用した業務において、公務員としてのデザイナーが考案する実務的なメリット、費用対効果含め、果たす役割は絶大であると見積もる。タウンプロモーションの推進・加速、シビックプライドの喚起・醸成のためにも、公務員デザイナーの確固たる位置づけ(ポジショニング)を検討してはどうか。</p>	町長 町長 町長 町長

1 質問の要旨は、具体的に記載する。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。